

第9章 公平委員会の業務の状況

1 業務の状況

○公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、また処理する業務は同法第8条第2項において定められています。その主な業務の内容は次のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の業務条件に関する措置要求を審査し、判定し、および必要な措置を執ること。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・ 職員の苦情を処理すること。

2 勤務条件に関する措置の要求の状況

○勤務条件に関する措置の要求の件数

区分	H19.3.31 現在 未処理件数	H19.4.1～ H20.3.31の措 置要求件数	H19.4.1～ H20.3.31の処 理件数	左の内訳		H20.3.31 現在 未処理件数
				H19.3.31 現在未処理件 数に係る処理 件数	H19.4.1～ H20.3.31の措 置要求に係る 処理件数	
—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

3 不利益処分に関する不服申立ての状況

○不利益処分に関する不服申立ての件数

区分	H19.3.31 現在 未処理件数	H19.4.1～ H20.3.31の不 服申立て 件数	H19.4.1～ H20.3.31の処 理件数	左の内訳		H20.3.31 現在 未処理件数
				H19.3.31 現在未処理件 数に係る処理 件数	H19.4.1～ H20.3.31の不 服申立てに係 る処理件数	
—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—